

岐阜県インターンシップ運営委員会規程(案)

(設置)

第1条 岐阜県インターンシップ推進協議会規約(以下、「規約」という)に基づく運営委員会(以下、「委員会」という)の運営に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(業務)

第2条 委員会は、次の事項に関する企画立案を行う。

- (1) インターンシップの実施支援
- (2) インターンシップに関する調査研究
- (3) インターンシップに関する講演会、研究会及び研修会の開催
- (4) インターンシップに関する情報の収集及び提供
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業等

(委員)

第3条 委員会の委員は、規約により委嘱された者及び事務局長とし、30名程度とする。

- 2 委員会に委員長1名及び副委員長2名以内を置く。また、必要に応じ、運営委員を兼ねた監事3名程度を置くことができる。
- 3 委員長及び副委員長は、各委員の互選によって選出し、会長が委嘱する。委員長及び副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会は委員長が招集する。
- 5 委員会の議長は委員長が務め、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けるときは副委員長が代行する。
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事会)

第4条 委員会の運営・執行を効率的に行うため、委員長は委員の中から幹事を指名することができる。

- 2 委員長は幹事会を開催し、第2条の業務実施を補完することができる。

(専門委員会)

第5条 規約に基づく専門委員会の委員は、事務局が選任する。

- 2 専門委員会は、その目的となる専門名称を付与して設置し、その使命を達成した時点で解散する。
- 3 専門委員会の運営に関する事項は、設置した専門委員会内で審議、決定する。

(会議)

第6条 委員会は電子メールなどを利用した書面会議を行うことができる。

(附則)

- 1、本規程は、平成18年4月21日から施行する。
- 2、改正の経過 平成20年6月18日から施行する。
- 3、改正の経過 平成22年6月16日から施行する

以上